

事務連絡
令和8年9月28日

各国公立高等専門学校就職支援担当課長
各都道府県専修学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く国立学校法人担当課長 殿
各都道府県・指定都市教育委員会進路指導主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人附属学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局学生支援課

『こども性暴力防止法』の施行に伴う公共職業安定所における職業相談・職業紹介業務の取扱い等について」の周知について(依頼)

日頃より文部科学行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省から各都道府県労働局に対し、別添のとおり『こども性暴力防止法』の施行に伴う公共職業安定所における職業相談・職業紹介業務の取扱い等について」が発出されました。

本通知は、令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に関し、令和8年1月9日に策定された「こども性暴力防止法施行ガイドライン」（令和8年1月9日付こ支総第2号支援局長通知。）等を踏まえ、公共職業安定所における職業相談・職業紹介業務の取扱い等について示したものです。

学校が、こども性暴力防止法を踏まえた就職支援を行う場合においては、上記通知記1の（1）アにもあるとおり、学校が求人者たる対象事業者に代わって求職者に対して特定性犯罪の前科の確認を行うことは求められておりません。

なお、必要に応じて、通知における公共職業安定所の対応を参照し、御対応いただくようお願いします。

貴課におかれましては、学校が必要に応じた対応を円滑に進められるようにするため、域内の市町村教育委員会及び所管又は所轄の高等学校等に対し、別添通知の内容について周知いただきますようお願いいたします。

その際、教育委員会等の主催する研修・会議等を活用したり、クラウドを活用した文書の共有等、学校の事務負担軽減にもご配慮いただくよう併せてお願いします。

<添付資料>

別添 「『こども性暴力防止法』の施行に伴う公共職業安定所における職業相談・職業紹介業務の取扱い等について

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

キャリア教育推進係

電話 03-5253-4111（内線 4728）

メール career@mext.go.jp

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

電話 03-5253-4111（内線 2915）

メール syosensy@mext.go.jp

文部科学省高等教育局学生支援課

就職・キャリア形成支援係

電話 03-5253-4111（内線 3354）

メール gakushi@mext.go.jp

別添

職紹発 0928 第 1 号
令和 8 年 9 月 28 日

都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
参事官（職業紹介等業務担当）
（ 公 印 省 略 ）

「こども性暴力防止法」の施行に伴う
公共職業安定所における職業相談・職業紹介業務の取扱い等について

平素より、公共職業安定所（以下「安定所」という。）における職業紹介業務の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、令和 6 年 6 月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）の施行に伴う安定所における求人票の取扱い等については、令和 8 年 7 月 7 日付職首発 0707 第 3 号「「こども性暴力防止法」の施行に伴う公共職業安定所における求人票の取扱い等について」（以下「前回内かん」という。）により通知したところです。

令和 8 年 12 月 25 日のこども性暴力防止法施行に向けて、同年 1 月 9 日に策定された「こども性暴力防止法施行ガイドライン」（令和 8 年 1 月 9 日付こ支総 2 号支援局長通知別添。以下「ガイドライン」という。前回内かん別添 1－1 のとおり。）等に基づき、対象事業者において、準備が進められているところであり、今般、こども性暴力防止法やガイドラインの内容等も踏まえ、安定所における職業相談・職業紹介業務の取扱い等に関して下記のとおりお示しするので、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び安定所においては、その取扱いについて遺漏なきようお願いします。

なお、本内かんについては、厚生労働省職業安定局需給調整事業課、雇用開発企画課就労支援室、人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室及びこども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）とも協議済みです。

記

1 安定所の職業相談・職業紹介業務における対応等

(1) 安定所における職業相談・職業紹介業務等について

ア こども性暴力防止法及びガイドラインを踏まえた基本的な考え方について

こども性暴力防止法の対象事業者（同法第2条第3項に定める学校設置者等（同法第10条に定める施設等運営者を含む。）及び同法第22条に定める認定事業者等をいう。以下同じ。前回内かん別添2（こども性暴力防止法の対象事業について）参照。）が、対象業務従事者（同法第2条第4項及び第6項に定める教員等及び教育保育等従事者をいう。以下同じ。前回内かん別添2（犯罪事実確認の対象従事者について）参照。）について、同法に基づく犯罪事実確認を行った結果、特定性犯罪の前科が確認された場合には、性暴力等が行われるおそれがあるとの判断の下、同法に基づく防止措置として、当該対象業務従事者を児童等と接する業務に就かせないための措置（配置転換、内定取消し等）を講じることが必要となる。

こうした雇用管理上の措置について、その有効性を巡るトラブルを防止する観点から、ガイドラインにおいて、採用募集段階における求人者たる対象事業者の取組として、同法に基づく犯罪事実確認とは別途、誓約書等によって本人に対して特定性犯罪の前科の確認を行うことを示しているが、これは求人者たる対象事業者に対して、法に基づく防止措置を円滑に履行するための対応として示しているものであり、安定所が求人者たる対象事業者に代わって当該確認を行うことを求めるものではない。

（参考）犯罪事実確認の期限及び内定取消しについて

ガイドライン VI. 3. (1) のとおり、こども性暴力防止法の施行日の前日（令和8年12月24日）以前に内定が出される者については、「施行時現職者」となり、同法の施行日から3年以内に犯罪事実確認を行うこととされている。施行時現職者の犯罪事実確認の実施時期は令和9年4月以降となるため（ガイドライン X. 3 参照）、犯罪事実確認の結果を理由とした内定取消しは、令和8年12月24日以前に内定が出され、令和9年4月1日に採用される者については生じないこと。

なお、同法の施行日（令和8年12月25日）以降に内定が出される者に係る犯罪事実確認の期限は、対象業務への従事開始までとなる。

イ 安定所の職業相談・職業紹介等における具体的対応

こども性暴力防止法及びガイドラインを踏まえた基本的な考え方は上記アのとおりである。これを踏まえ、安定所においては、以下①から④のとおり職業相談・職業紹介を行うこと。特に、同法の対象事業者には保育事業者等が含まれており、保育分野については、安定所において重点的に人材確保支援を実施しているところ、保育分野の求人を希望する求職者や保育分野の

求人者と接触する際には、こども性暴力防止法及びガイドラインの内容や、それを踏まえた①から④の安定所における対応について、丁寧に説明すること。

① 求人票の「求人に関する特記事項」欄等において、採用条件として特定性犯罪の前科が無いことが設けられており、誓約書、履歴書等を通じて特定性犯罪前科の有無を書面等で明示的に確認することについて記載されている場合は、当該求人に応募しようとする求職者に対して、こども家庭庁作成のリーフレット（別添 1 又は前回内かん別添 3）を活用し、当該記載内容について説明の上で、職業紹介を行うこと。

② 求人票の「求人に関する特記事項」欄等において、こども性暴力防止法に関する記載がないものの、明らかに対象事業、対象業務従事者に係る求人（前回内かんの参考 1 及び参考 2 を参照）であると思われる場合は、求人者に対して、対象事業者であるか否か、採用条件として特定性犯罪の前科が無いことが設けられているか、誓約書、履歴書等を通じて特定性犯罪の前科の有無を書面等で明示的に確認するかを聴取するとともに、必要に応じて求人者にガイドラインや（3）のこども家庭庁が設置する相談窓口を案内すること。その際、求人者に聴取・確認した内容については求人管理情報にも保存しておくこと。

また、求職者に対しては、当該求人管理情報の内容について、こども家庭庁作成のリーフレット（別添 1 又は前回内かん別添 3）を活用して説明し、職業紹介を行うこと。

③ 求職者から性犯歴があることについて申出がなされた場合は、当該求職者から当該性犯歴に関する情報を求人者側に伝達し、応募可能か確認してほしいとの申出があった場合に限り、当該性犯歴に関する情報を職業紹介のために収集、保管、利用し、求人者との連絡調整を行うことについて当該求職者の同意を得た上で応じること。なお、当該求職者が少年（20 歳未満の者を指す。少年法第 2 条参照。）の場合は、本人及び保護者の同意を得た上で応じること。

④ 求人者から、求職者の応募に際し、安定所において特定性犯罪の前科がないことに関する誓約書等を取得してほしいなどの要望があった場合については、安定所では求職者から提出された書類の求人者への取次ぎは行っていないこと、上記①及び②のとおり、求職者に対して必要な説明を行った上で職業紹介を行っていることについて、求人者に説明すること。

（2）新規学校卒業者における留意事項

新規学校卒業者（新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領（令和 8 年 3 月 30 日付け職発 0330 第 9 号・開発 0330 第 5 号別添。以下「新規学卒者要領」と

いう。)第1の2(1)ハに規定する新規学校卒業者をいう。)に対する職業相談・職業紹介についても、基本的な考え方は、上記(1)と同様である。

なお、学校等において就職支援を行う場合は、上記(1)アにおける安定所の取扱いと同様、学校等が求人者たる対象事業者に代わって求職者に対して特定性犯罪の前科の確認を行うことを求めるものではないことに加え、本通知を参照しながら、上記(1)イ①～④についても必要に応じて対応いただきたい旨、文部科学省から周知しているところ、必要に応じ、これを参照すること。

2 その他

前回内かんに示したとおり、ガイドライン等、こども性暴力防止法の詳細はこども家庭庁ウェブサイト (<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>) を参照すること。

また、こども性暴力防止法に関して、求人者又は求職者等から、安定所に係る業務以外で問い合わせがあった場合には、以下のこども性暴力防止法に関する問い合わせフォーム又は専用ダイヤルを案内すること。上記の安定所における取扱いについて、疑義があれば、本省職業紹介等業務担当参事官室に照会すること。

※ こども性暴力防止法に関するお問い合わせフォーム

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898>

※ こども性暴力防止法に関するお問い合わせ専用ダイヤル

03-5357-1146 (受付時間：平日9時00分から17時00分まで(年末年始を除く))

(照会先)

職業安定局職業紹介等業務担当参事官室職業紹介係

電話 03-5253-1111 (内線：5697/5234/5774)

令和8年
(2026)
12/25
施行



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、

性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point

2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point

3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、

採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



対象事業

- ・学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童養護施設
- ・障害児施設 など



対象業務

- ・教員、部活動指導員
- ・保育士
- ・児童指導員
- ・児童発達支援管理責任者 など



認定対象



- ・認可外保育施設
- ・一時預かり、病児保育
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



- ・保育従事者
- ・子育て支援員研修等受講者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



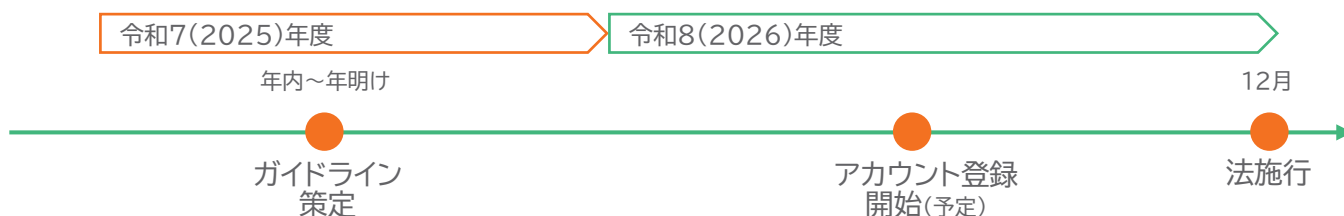
今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- ・ 安全確保措置 …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・ 犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・ 防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- ・ 情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
 - ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**
- 等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



令和8年
(2026)
12/25
施行



こどもに接する現場で働く皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

こどもに接する現場で働く方は、

性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

Point

2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

こどもに接する業務に就くことができなく
なります。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



対象事業

- ・学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童福祉施設 など



対象業務

- ・教員
- ・保育士
- ・児童指導員 など



認定対象



- ・認可外保育施設
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



- ・保育従事者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意
性交等

不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



こどもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ✓ 性犯罪前科があると確認された場合
- ✓ 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



2026年12月25日より

こどもたちを 性暴力からまもる 新しい制度が 始まります



教育・保育

などを行う

事業者

の皆さまへ

こどもに対する性暴力は

断じて許されません。

「こども性暴力防止法」に基づき、
こどもへの性暴力を防ぐための
取り組みが事業者に求められます。

こどもまんなか

こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

事業者求められること

- ✓ 性暴力の**未然防止**のための、現場でのルール作り・従事者向け研修の実施
- ✓ 性暴力の**早期発見**のための、面談やアンケートの実施・相談窓口の設置
- ✓ こどもと接する業務に就く人の**性犯罪歴の確認** など

これらの取り組みを行った結果、従事者に性犯罪歴がある場合など、こどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、**その従事者をこどもと接する業務に就かせない**などの対応が必要になります。

制度の対象は？

あらゆる教育・保育などを行う事業者が対象です。

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず**全ての施設や事業者が対象となります。**

放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。



義務対象

- ・ 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・ 認可保育所、認定こども園
- ・ 児童養護施設
- ・ 障害児施設 など



認定対象

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり、病児保育
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 学習塾、スポーツクラブ など

国の認定を受けるとどうなる？

認定を受けた事業者は

- ✓ **法で定められた性暴力防止のための取り組みが求められます。**
(義務対象事業者と同様の取り組み)
- ✓ **事業者の認定の有無を保護者などが確認できるようになります。**
(こども家庭庁のウェブサイト上で事業者名が公表されます)
- ✓ **「こまもろうマーク」を施設の看板や広告に使うことができます。**
(認定事業者マーク)



こども家庭庁が
認定事業者を公表



看板や広告に
認定マーク表示



こどもや保護者
国民の皆さまが
認定事業者を認知



教育・保育 などを行う 事業者の皆さまへ

こどもを性暴力からまもるためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。

こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、

法の遵守と積極的な認定の取得をお願いいたします。

認定の取得には申請が必要です。

手順など詳しくは、こども家庭庁ウェブサイトをご確認ください。

詳しくはこちら



こどもまんなか
こども家庭庁

こどもに対する 性暴力の防止 についてできること 考えてみませんか？



こどもに対する性暴力は
断じて許されません。

こどもと接する現場で働く方々は、
2026年12月25日より
「こども性暴力防止法」に基づき、
性暴力防止のための
取り組みを行う必要があります。

こども
と接する
現場で働く
皆さまへ

「こども性暴力防止法」とは？

「こども性暴力防止法」は、学校や保育所、学習塾やスポーツクラブなど、
こどもに対して教育・保育などを提供する場での性暴力を防止するための制度です。
こうした施設・事業者には、従事者の性犯罪歴の有無の確認／相談窓口の設置／
性暴力の疑いが生じた際の調査／被害児童の保護・支援／従事者への研修が
求められます。

こどもまんなか
こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

性犯罪歴があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなります。

性暴力とは

個人の尊厳を著しく踏みにじる
重大な人権侵害であり、
犯罪になり得る行為です。

例えば…

着替え、トイレ、入浴をのぞかれた／抱きつかれた、キスされた／
服を脱がされた／水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を
触られた／下着姿や裸の写真・動画を撮られる、送るように求め
られる など

こどもに対する性暴力の特性

相談の
しづらさ

発見の
しづらさ

深刻さ

- 他者や社会への信頼を失う
- 罪悪感や恥ずかしさ
- 心や体の成長への深刻な影響も

教育・保育現場の特性

支配性

継続性

閉鎖性

指導などを通じて
強い立場に立つ

業務の中で繰り返し
こどもと接する

保護者などの
目が届かない

不適切な行為とは？一緒に考えてみましょう



POINT 1

「不適切な行為」とは、**性暴力に該当しないが、**
業務上必要とはいえず、継続・発展することで
性暴力につながる可能性のある行為です。

どのような行為が「不適切な行為」に当たるかは、事業内容やこどもの発達
段階・特性などによって異なり、事業者ごとにその範囲を定めることになります。

POINT 2

性暴力を**未然に防ぐ**ために。

「不適切な行為」の段階で対処することで、こどもとの適切な距離感が
失われることを防ぎ、性暴力からこどもたちをまもりましょう。

POINT 3

日頃から話し合いましょう。

日々の振り返りなどを通じて、日頃から「不適切な行為」の範囲について
話し合って共通認識を持ち、行動の変化につなげていきましょう。



不適切な行為の例

- ・ こどもとSNS上で私的なやり取り
- ・ 私的な端末でこどもの写真を業務外の目的で撮影
- ・ こどもと二人きりで私的に会う など

未然防止・早期発見のための取り組み

☑ こどもの日常観察

☑ 相談窓口の設置・周知

☑ 面談・アンケート実施

☑ 性暴力が疑われる場合の報告

「性暴力はどこでも
起こる可能性がある」

との意識を持って、未然防止や
早期発見に努めましょう。



皆さま一人ひとりの
ご協力をお願いします



「こまもろうマーク」は、
こどもが安心して過ごせる環境の目印です。
こども性暴力防止法に基づき、性暴力防止に
取り組む事業者が付けることができます。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

